



埼玉県報

第 62 号
令和元年(2019年)
12月6日
金曜日

目次

告示

- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- スタジオカメラほかシステム機器に関する落札者等の公示（入札課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第 29 条第 1 項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業の施行の認可（市街地整備課）
- 朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道上里鬼石線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道広木折原線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（12・1月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 令和元年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第七百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂
埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
12,811,568円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年8月23日

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ
埼玉県三郷市大廣戸822番地3
- 5 落札金額
10,720,193円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年8月23日

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社小林成誠文堂
埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷1073番地
- 5 落札金額
13,915,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年8月23日

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
スタジオカメラほかシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
産業労働部 商業・サービス産業支援課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
ソニービジネスソリューション株式会社 営業部門 企業ソリューション営業部
東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 落札金額
52,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年9月27日

告 示

埼玉県告示第七百四十号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

（変更後） 旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計四十一者

（変更後） 株式会社アニメイト 代表取締役 阪下實

東京都豊島区東池袋三丁目二番一号 外四十者未定

ハ 変更年月日

令和元年十月一日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三七六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場① 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場② 午前六時三十分から午後十時

（変更後）駐車場① 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年七月十五日

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和元年十一月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社ドウ・プロダクツ

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市緑区原山四丁目二十八番一号

ハ 代表者の氏名

阿部 哲雄

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第五四九四〇号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社ドウ・プロダクツの役員は、平成三十年一月十二日道路交通法違反の罪により、水戸地方裁判所から懲役六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十一号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

令和元年十一月十四日から令和二年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務）

三 作業地域

さいたま市中央区大戸一丁目地内外

さいたま市桜区田島四丁目地内外

さいたま市浦和区元町二丁目地内外

さいたま市南区白幡五丁目地内外

四 作業期間

令和元年十一月二十六日から令和二年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第七百四十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市深井四丁目四十六番一 他十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百二十九・一立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

三郷市彦糸二丁目、彦音二丁目、彦成二丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課

四 縦覧期間

令和元年十二月六日から令和元年十二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称及び住所

杉戸町

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

二 事業施行期間

令和元年十二月六日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

六 施行認可の年月日

令和元年十二月六日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

杉戸町役場の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

朝霞市から朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項（第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項）の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字中新里字内出二〇七番五地先から同郡同町大字中新里字内出二一二番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年十二月七日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

一 道路の種類 県道

二 路線名 広木折原線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 字円良田字笹平一四一五番一地先	見玉郡美里町大字円良田字東防シ 田五三三番一地先から同郡同町大	区 間
一二・一七 三六・三七	七・四七 一八・五一	敷地の幅員
	五五〇・六〇	延 長
	道路改築工事	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十年十月十七日

指令川建セ第三〇〇〇八〇号

二 検査済証番号

令和元年十二月四日

川建セ第〇一〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字上ノ台七百三十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目七番地四 サンリットⅡ二〇一

新野 誠、新野 由

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十月三十一日

指令川建セ第〇八三〇〇〇〇三一号

二 検査済証番号

令和元年十二月四日

川建セ第〇一〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字平原五千五百七十番、五千六百二十六番一、五千六百二十七番一、五千六百二十八番、五千六百二十九番一、五千六百三十一番一、五千五百六十三番一、五千五百六十四番一、五千五百六十五番一、五千五百六十六番、五千五百六十七番、五千五百六十八番、五千五百六十九番、五千五百七十三番一、五千五百七十四番一、五千五百七十五番、五千五百七十六番一、五千五百七十七番一、五千五百七十番二、五千五百七十番三、五千六百二十九番四、五千六百三十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県中津川市蛭川五千三百二十八番地の一

日本セキノ株式会社 代表取締役 安藤 知廣

告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
県立病院で使用する灯油（12・1月分）
JIS 1号 121,800リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
令和元年 11 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社鈴木石油
埼玉県深谷市菅沼 443-1
- 5 落札金額
71.94 円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年 10 月 25 日

告 示

埼玉県公安委員会告示第122号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和元年12月6日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク ^{けん}牽引免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和2年1月16日（木）

イ 技能審査

令和2年1月18日（土）及び1月21日（火）から1月24日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和2年1月28日（火）から1月31日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和元年12月6日（金）から12月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）